

学費等返金規定



〒174-0071 東京都板橋区常盤台 3-25-2

TEL:03-6454-5567 / Email:info@tokyococoro.jp

第 1 条 (総則)

本規定は、本校に入学を許可された者（以下「学生」という）が納入した入学検定料（選考料）、入学金、および学納金（授業料、施設運営費、教材費、課外活動費等）の返金に関する条件および手続について定める。

第 2 条 (返金不能の納入金)

1. 入学検定料（選考料）は、入学選考および申請書類作成等に係る対価であるため、理由のいかんを問わず一切返還しない。
2. 入学金は、入学許可に伴う在籍枠の確保および受け入れ準備に係る事務作業等の対価であるため、入学の有無および理由のいかんを問わず一切返還しない。
3. 途中退学の場合、管理費（教材費、施設運営費、課外活動費等）は、時期・理由にかかわらず一切返還しない。

第 3 条 (入学前キャンセルの場合の学納金返金規定)

留学ビザを取得して入学する長期学生が、入学前（入学予定日より前）にキャンセル・辞退した場合の学費の返金は、以下の通り取り扱う。

区分・事由	必要書類・確認事項	返金対象
① 申請書類提出前の辞退	書面による辞退の届出	入学検定料を除く 納入済学費
② ビザ申請前の辞退	「入学許可証」および「在留資格認定証明書（COE）」の返還	入学検定料・入学金を除く 納入済学費
③ 在外公館（大使館等）でビザ不許可	「入学許可証」の返還およびパスポート等の不許可証明の提示	入学検定料・入学金を除く 納入済学費
④ ビザ取得後・来日前の辞退	「入学許可証」および「COE」の返還、 ならびに査証有効期限切れまたは無効化の確認	入学検定料・入学金を除く 納入済学費
⑤ 来日後・入学予定	帰国事実の確認（航空券等）および在	入学検定料・入学金を除く納

区分・事由	必要書類・確認事項	返金対象
日前の辞退	留カードの失効確認	入済学費 (※別途事務手数料が発生)

第4条(入学後の途中退学に伴う返金規定)

1. 入学後6か月以内の途中退学

入学後6か月以内における途中退学については、理由のいかん(帰国、病気、その他の個人的事情等)を問わず、納入された学納金は一切返還しない。

2. 入学後6か月経過後の途中退学(返金対象および計算単位)

- 授業料の返金計算単位:入学後6か月経過後の途中退学に伴う授業料の返金計算は、半年(6か月)を1タームとし、「タームの単位」で行う。1か月単位等での返金計算は一切行わない。
- 管理費等の不返還:返金対象は未受講ターム分の「授業料」のみとし、管理費(教材費、施設運営費、課外活動費等)は一切返還しない。

3. 返金条件および手続

入学後6か月経過後の途中退学に伴う授業料の返金は、退学を希望するタームの開始月の2か月前の月末までに、退学願いが受理されていることを条件とする。

- **例1:**退学願いを8月末日までに受理できた場合、9月末日をもって退学とし、10月から翌年3月までの6か月分の授業料(未受講分)を返金する。
- **例2:**退学願いを2月末日までに受理できた場合、3月末日をもって退学とし、4月以降の授業料(未受講分)を返金する。
- **帰国・在留資格変更の場合:**帰国者は帰国確認後、在留資格変更者は新しい在留資格の取得確認後に、未受講のターム(6か月)単位で授業料を返金する。
- **早期進学の場合:**進学先の「在学証明書」を提出し在籍が確認された後、授業を受けていない未受講のターム(6か月)単位で授業料を返金する。

第 5 条 (返金を行わない場合・除籍)

以下のいずれかに該当する場合は、在籍期間や受講の有無にかかわらず、納入済みの費用・学納金は一切返金しない。

1. **除籍処分**: 本校の就学規定・校則に基づき、除籍処分となった場合。

第 6 条 (手数料等の負担)

1. 送金手数料

返金時に生じる海外送金手数料・振込手数料等の諸費用は、全額受取人(学生)の負担とする。

2. 事務手数料

来日後のキャンセルまたは途中退学に伴う返金に際しては、別途事務手数料 11,000 円(税込)を申し受け、返金額から控除する。

※事務手数料には、入管等への報告文書作成・通信費・人件費、帰国確認・学生情報変更等に関わる事務経費が含まれる。